大阪府教育委員会「えほんのひろばセット」貸出要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、大阪府教育委員会が所有するえほんのひろばセットの貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、えほんのひろばセットとは、別紙絵本リストに掲載する絵本、面展台、収納箱及びジョイントマットをいう。

（貸出対象団体）

第３条　貸出を受けることができる者は、次に掲げる施設又は団体とする。

（１）府内市町村

（２）大阪府知事部局各課

（３）府の区域内に所在する保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

（４）府の区域内に所在する社会教育施設

（５）府の区域内で活動する学童保育、学校支援地域本部、放課後子供教室等、子どもに読書の場を提供している団体

（６）その他大阪府教育委員会が適当と認める団体

（貸出申込）

第４条　えほんのひろばセットの貸出を受けようとする者は、えほんのひろばセット貸出申込書（様式１）を大阪府教育委員会に提出しなければならない。

（貸出の承認）

第５条　大阪府教育委員会は、前条の貸出申込書の提出があったときは、これを審査し、貸出を行うことが適当であると認めたときは、貸出の決定を行い、その旨をえほんのひろばセット貸出決定通知書（様式２）により通知するものとする。

（貸出期間）

第６条　貸出期間は、利用日及びその前後１週間（貸出期間の最後の日が閉庁日のときは、その翌日）とする。

２　貸出期間の延長は行わない。ただし、大阪府教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（貸出条件）

第７条　大阪府教育委員会は、貸出を承認する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

（１）えほんのひろばセットの運搬及び使用に要する一切の費用は貸出を受けた者（以下「借受人」という。）が負担するものとする。ただし、双方で合意に達した場合は、この限りでない。

（２）最善の注意をもって使用するとともに、改造を加えないこと。

（３）万一、汚損、破損、紛失等があったときは、これを原状回復し、又は、原状回復に係る費用を負担しなければならない。

ただし、教育委員会が免除することが適当と認めた場合は、この限りでない。

（４）譲渡及び転貸しないこと。

（５）子どもの読書活動推進の目的にのみ使用すること。

（６）返還時に、えほんのひろばセット利用報告書（様式３）を提出すること。

（７）使用にかかるけがや事故等について、大阪府教育委員会は一切の責任を負わない。

（８）第１号から第７号までに掲げるもののほか、大阪府教育委員会の指示に従うものとする。

（使用料）

第８条　えほんのひろばセットの使用料については、無償とする。

（引渡し及び返還）

第９条　借受人は、えほんのひろばセットの引渡しを受けるときは、借受証（様式４）を提出しなければならない。

　　２　借受証に記載した内容に変更が生じた場合は、貸出利用状況変更届（様式５）を提出し、大阪府教育委員会の承認を得なければならない。

　　３　引渡し及び返還に際しては、借受人が立ち会わなければならない。

（貸出期間中の返還）

第10条　大阪府教育委員会は、借受人が第７条の条件に違反したとき、又は大阪府教育委員会の業務のためえほんのひろばセットが必要となったときは、貸出期間中においても返還を求めることができる。

　　２　前項の場合において、借受人は大阪府教育委員会の指示に従い、速やかにえほんのひろばセットを返還し、これについての補償等を要求することはできないものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、大阪府教育委員会が別に定める。

附則

（施行期日）

１ この要綱は、平成28年８月３日より施行する。